社会復帰促進等事業の予算額等の推移

参考7

(単位:千円)

																														\ + -	
		平)	成 24 4	年度	平	成 25 년	F 度	平	成 26 4	年 度	平	成 27 年	₣度	平	成 28 4	年 度	平	成 29	年 度	平	成 30	年 度	令	和 元	年 度	令	和 2	年度	令	和 3 :	年 度
		予	算	額	予	算	額	予	算	額	予	算	額	予	算	額	予	算	額	予	算	額	予	算	額	予	算	客	手	算	額
Ţ	土会復帰促進事業																										(24,67	7,765)			
	<u> </u>		18,032	,091		16,907,	862		17,895	,139		19,314	,642		23,180	,476		25,34	1,097		22,15	7,155		22,87	3,010		24,32	29,361		22,873	3,610
П	被災労働者等援護事業														(9,416,	208)															
Ľ			9,485	,060		9,119,	833		9,146	,601		9,063	,308		9,063	,968		9,72	4,417		10,16	3,536		8,79	5,364		8,51	12,867		7,919	9,979
Ш.	安全衛生確保等事業													((32,537,	342)											(64,54	0,713)			
"			46,297	,248		41,232,	662		41,322	,253		39,047	,422		32,449	,187		34,76	8,832		42,96	4,121		53,68	8,729		56,7	15,385		67,257	7,029
	未払賃金立替払事業費																										(10,63	0,055)			
			22,631	,508		18,518,	219		16,650	,719		13,228	167		7,760	,522		8,11	1,308		7,12	5,887		7,01	9,023		7,92	21,328		22,188	8,497
	除く未払賃金立替払事業費													((24,776,	820)											(53,91	0,658)			
			23,665	,740		22,714,	443		24,671	,534		25,819	,255		24,688	,665		26,65	7,524		35,83	8,234		46,66	9,706		48,79	94,057		45,068	8,532
小計	計(社会復帰促進等事業費計)													(65,134,0	026)											(97,73	1,345)			
			73,814	,399		67,260,	357		68,363	,993		67,425	,372		64,693	,631		69,83	4,346		75,28	4,812		85,35	7,103		89,55	57,613		98,050	0,618
	(除く未払賃金事業費)													(57,373,5	504)											(87,10	1,290)			
			51,182	,891		48,742,	138		51,713	,274		54,197	,205		56,933	,109		61,72	3,038		68,15	8,925		78,33	8,080		81,63	36,285		75,862	2,121

- ※1 (独)労働者健康安全機構への交付金については、I に含めて計上している。
- ※2 特別支給金は含んでいない。
- ※3 上段括弧書きは補正後予算額(平成28年度:第2次補正後予算額、令和2年度:第2次補正後予算額)である。
- ※4 労働者災害補償保険法(抄)

第29条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

- ー 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者(次号において「被災労働者」という。)の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
- 二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために 必要な事業
- 三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業 2.3(略)